**剣淵町不妊治療費助成事業について**

　剣淵町では一般不妊治療（タイミング法・人工授精）および特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている方に、費用の一部を助成していましたが、令和４年度からの保険適用に伴い、本事業は令和３年度で終了し、令和４年度については、年度をまたぐ１回の治療に限り、経過措置として助成金の対象とします。

【対象者】

****治療期間の初日が令和４年３月31日以前であり、令和４年４月1日から令和５年３月31日までの間に治療が終了した方で、

****1.夫婦いずれも町内に住所を有している方

2.法律上の婚姻をしている方

3.北海道が指定した医療機関で治療した方

4.夫婦いずれも町税及び使用料等の滞納のない方

【助成額】

○一般不妊治療

　治療を受けた年度ごとに、10万円を上限に助成します。通算5年間を限度とします。

○特定不妊治療

　1回の治療につき15万円を上限に助成します。助成回数は、妻の治療開始時の年齢が40歳未満である時は通算6回まで、40歳以上43歳未満である時は通算3回までです。　　特定不妊治療のうち、男性不妊治療は上記のほか1回15万円を上限に助成します。ただし、「北海道特定不妊治療費助成事業」の助成対象者は、助成額を差し引いた額のうち15万円を上限として助成します。

【申請期限】

○一般不妊治療

　治療を受けた日の属する年度内に申請してください。

○特定不妊治療

　治療が終了した日の属する年度内に、1回の治療が終了するたびに申請してください。ただし、特別な事情により年度内に申請できない場合は翌年度に申請することもできます。

【申請に必要な書類】

①剣淵町不妊治療費助成申請書
②剣淵町一般不妊治療費助成事業受診等証明書または剣淵町特定不妊治療費助成事業受診等証明書
③不妊治療に要した費用の領収書

④印鑑

⑤「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成金額を証明できる指令文等の書類（事業該当者のみ）

＊申請に必要な書類は各々異なる場合がありますので、事前にお問い合わせ下さい。①と②は剣淵町ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】ふれあい健康センター内　健康福祉課保健グループ　電話0165-34-3955